

## Asset Analyzer サービス仕様書

サービス名	型名
Asset Analyzer スタートアップサービス	SVS822800
Asset Analyzer 基本サービス	SVS822801
Asset Analyzer 診断 API 利用サービス (従量)	SVS822802
Asset Analyzer 診断 API 利用サービス (年額) 1000 回	SVS822803
Asset Analyzer 診断 API 利用サービス (年額) 5000 回	SVS822804
Asset Analyzer 診断 API 利用サービス (年額) 10000 回	SVS822805
Asset Analyzer 可視化サービス (従量)	SVS822806
Asset Analyzer モデル生成サービス (一括)	SVS822807
Asset Analyzer モデル改善サービス (一括)	SVS822808
Asset Analyzer 可視化導入サービス (一括)	SVS822809

## 1. サービスの提供

富士通は、第 4 条に規定するサービス(以下「本サービス」という)を、本サービス仕様書および受託条件明細(適用される場合に限る)にしたがってお客様に提供するものとします。

## 2. サービスの構成

本サービスは、以下の各号のサービスにより構成されます。なお、本サービス仕様書ではサービス名称の「Asset Analyzer」の部分を省略して記載するものとします。

## 2.1 SaaS

## (a) 基本サービス

## (i) 基本サービス

## (b) 診断 API 利用サービス

以下のサービスは、基本サービスの実施を前提とするサービスであり、基本サービスが終了した場合は同時に終了します。また、以下サービスのいずれか1つを基本サービスと同時に購入するものとします。

- (i) 診断 API 利用サービス (従量)
  - (ii) 診断 API 利用サービス (年額) 1000 回
  - (iii) 診断 API 利用サービス (年額) 5000 回
  - (iv) 診断 API 利用サービス (年額) 10000 回
- (c) 可視化サービス

以下のサービスは、単独で利用可能なサービスです。

- (i) 可視化サービス (従量) (以下「可視化サービス」という)

## 2.2 プロフェッショナルサービス

### (a) スタートアップサービス

以下のサービスは、基本サービス実施の前提となるサービスです。

- (i) スタートアップサービス
- (b) モデル導入サービス
  - (i) モデル生成サービス (一括) (以下「モデル生成サービス」という)
  - (ii) モデル改善サービス (一括) (以下「モデル改善サービス」という)
- (c) 可視化導入サービス
  - (i) 可視化導入サービス (一括) (以下「可視化導入サービス」という)

## 3. 前提条件

- 3.1 お客様は、本サービスにおいて提供する機能 (以下「機能」という) を詳細に記載した機能説明書 (以下「機能説明書」という) であって、別途富士通からお客様に交付されるものを事前に確認するものとします。機能説明書は、期間中に富士通によって随時更新される場合があります。
- 3.2 お客様は、機能説明書に記載されている本サービスの利用に必要な環境 (以下「お客様システム環境」という) を、自己の責任と費用において準備するものとします。お客様システム環境には、ハードウェア、ソフ

トウェア、ネットワークおよびその他のインフラストラクチャが含まれます。お客様は、お客様システム環境の一部としてソフトウェアを使用する必要がある場合、機能説明書に別段の定めがある場合を除き、適用される使用許諾書または同等のものに完全に準拠して当該ソフトウェアを使用し、当該ソフトウェアの最新バージョンを使用するものとします。

- 3.3 お客様は、富士通と連絡を取る 1 人の担当者（以下「お客様管理者」という）を唯一の窓口として指定するものとします。
- 3.4 お客様は、富士通が指定する申請書を富士通に提出するものとします。
- 3.5 機能説明書にオープンソースソフトウェアまたは第三者が提供するソフトウェアに関する利用条件等について記載があるときには、お客様は、本サービスの利用にあたり当該利用条件等を遵守するものとします。
- 3.6 お客様は、本サービスを自己の従業員およびお客様が認定した第三者の従業員（以下総称して「第三者利用者」という）に利用させることができるものとします。
- 3.7 診断 API 利用サービスは、AI 技術を用いて検知・診断するものですが、その精度は 100%を保証するものではありません。そのため、全てのデータを適切に検知・診断できるわけではなく、誤検知・誤診断する可能性もあります。また、環境や状況によっては正確に検知・診断できない場合もあります。お客様は、本サービスの結果に対して適切な判断を行い、必要に応じて専門家の意見を求める等、自己責任で行動することを理解し、同意するものとします。
- 3.8 診断 API 利用サービスは、設備の検知・診断を補助する目的で提供されています。それ以外の目的、特に、違法行為や個人のプライバシー侵害、人権侵害を目的とした利用は固く禁じられています。また、本サービスの結果をもとに行う判断や行動について、富士通は一切の責任を負いません。お客様は、本サービスを適切な範囲内で使用することを理解し、同意するものとします。
- 3.9 お客様および富士通は、本サービスがお客様および富士通の共同作業のもとに初めて実施されるものであることを認識するものとします。お客様および富士通は、モデル導入サービスにおいては、第 4.6 条にて相互に定める役割分担にしたがい、それぞれの分担作業を誠実に実施するとともに、相手方の分担作業の実施に際しても誠意をもって協力するものとします。なお、お客様および富士通は、モデル導入サービスの実施期間中、本サービスの実施のために必要な事項を協議するため、相手方に対し協議会の開催を要請することができるものとします。
- 3.10 お客様は、自らまたは第三者をして収集した、モデル導入サービスの実施のために必要となるデータその他富士通が要求したデータ（以下「お客様提供データ」という）を、富士通所定の形式にて富士通に提供するものとします。
- 3.11 本サービスの単価は別途富士通が Uvance Portal に掲載する価格表（以下「価格表」という）に記載されるものとし、お客様は、市場情勢などにより、価格表の単価が変更される場合があることをあらかじめ了承す

るものとし。なお、富士通は料金表の単価を変更する場合、お客様に対して、当該変更の180日前までに富士通所定の方法で通知するものとし。

## 4. サービス

### 4.1 スタートアップサービス

富士通は、お客様が基本サービスを利用できるようにするために、以下の作業を実施します。

#### (a) お客様専用利用環境の準備

富士通は、本サービス環境内に、お客様が利用する専用の環境（以下「お客様専用利用環境」という）を用意し、お客様が利用できるよう必要な準備を行います。

#### (b) 診断 API 疎通確認サポート

お客様が利用サービスで提供する診断 API をお客様システム環境に組み込む際に、お客様からの問い合わせへの対応を実施します。

#### (c) お客様専用モデルのお客様専用利用環境への搭載

お客様が希望する場合、富士通がお客様にモデル導入サービスで納品したお客様専用モデルをお客様から受領し、お客様専用利用環境へ搭載します。

#### (d) お客様管理者用 ID の発行

富士通は、診断 API 利用サービスおよび可視化サービスの利用に必要なお客様管理者用の ID（以下「お客様管理者用 ID」という）を発行します。

### 4.2 基本サービス

富士通は、お客様管理者用 ID およびお客様管理者が発行した ID（お客様管理者用 ID を含み、以下「ID」という）を用いて利用可能なお客様専用利用環境を提供します。

### 4.3 診断 API 利用サービス

富士通は、機能説明書に記載された診断 API をお客様に提供するものとし。

#### (a) 診断 API 利用サービス（従量）

各料金月において、本サービスに対するお客様の以下の利用量に応じて、Uvance Portal に掲載する価格表の「サービス名」欄に記載の各サービスの利用量（ただし、利用量は価格表の「単位」欄に記載の単位で算出するものとし、1単位未満の端数が出た場合は切り上げるものとし）に、料金表の「単価」欄に記載の単価を乗じた金額（ただし、1円未満の端数が出た場合は切り上げるものとし）

を、当該機能の利用料金（以下「機能別料金」という）とし、料金表の「サービス名」欄に記載の各機能の機能別料金を合計した金額とします。

(b) 診断 API 利用サービス（年額）1000 回

本サービスへのアクセス頻度（以下「API コール頻度」という）はサービス開始日より 1 年間に 1, 000 回を上限とします。

(c) 診断 API 利用サービス（年額）5000 回

本サービスへの API コール頻度はサービス開始日より 1 年間に 5, 000 回を上限とします。

(d) 診断 API 利用サービス（年額）10000 回

本サービスへの API コール頻度はサービス開始日より 1 年間に 10, 000 回を上限とします。

#### 4.4 可視化サービス

富士通は、機能説明書に記載された可視化機能をお客様に提供するものとします。

各料金月において、本サービスに対するお客様の以下の利用量に応じて、Uvance Portal に掲載する価格表の「サービス名」欄に記載の各サービスの利用量（ただし、利用量は価格表の「単位」欄に記載の単位で算出するものとし、1 単位未満の端数が出た場合は切り上げるものとします）に、料金表の「単価」欄に記載の単価を乗じた金額（ただし、1 円未満の端数が出た場合は切り上げるものとします）を、当該機能の利用料金（以下「機能別料金」という）とし、料金表の「サービス名」欄に記載の各機能の機能別料金を合計した金額とします。

#### 4.5 モデル生成サービス（一括）

富士通は、以下に記載の作業を実施します。

(a) 学習済みモデルの作成

富士通は、お客様の支援に基づき以下の作業を実施します。

なお、富士通がお客様から受領するお客様提供データ最大 1,000 枚とします。

(i) お客様がモデル導入サービスにおいて診断 API で認識を可能にしたい対象（以下「認識対象」という）について、富士通にその様相の特徴（以下「認識対象ノウハウ」という）を開示します。

(ii) 富士通は、開示された認識対象ノウハウに基づき、お客様提供データを診断 API の学習に用いることができるように整形または加工したデータ（以下「学習用データセット」という）を作成するた

めの仕様書（以下「アノテーション仕様書」という）を作成し、お客様はアノテーション仕様書の承認を行います。

(iii) 富士通は、アノテーション仕様書に基づき学習用データセットを作成し、学習用データセットをもとに各種パラメータ群（以下「学習済みモデル」という）を、富士通サービス環境で作成し、納品します。

(b) 学習済みモデルの特性の報告

富士通は、学習済みモデルの定性的・定量的な特性を分析し、報告書を作成し、お客様に報告します。報告書はお客様に納品します。

4.6 モデル改善サービス（一括）

富士通は、以下に記載の作業を実施します。

(a) 学習済みモデルの作成

富士通は、お客様の支援に基づき学習済みモデルを作成します。

なお、富士通がお客様から受領するお客様提供データは最大 500 枚とします。

(i) お客様が認識対象について、富士通に認識対象ノウハウを開示します。

(ii) 富士通は、開示された認識対象ノウハウに基づき、アノテーション仕様書を作成し、お客様はアノテーション仕様書の承認を行います。

(iii) 富士通は、アノテーション仕様書に基づき学習用データセットを作成し、学習済みモデルを、富士通サービス環境で作成し、納品します。

(b) 学習済みモデルの特性の報告

富士通は、学習済みモデルの定性的・定量的な特性を分析し、報告書を作成し、お客様に対して報告します。報告書はお客様に納品します。

4.7 可視化導入サービス

富士通は、以下に記載の作業を実施します。

(a) 可視化サービスの導入作業

富士通は、下記 (i) ～ (v) のうち、受託条件明細にて定めた作業を実施します。

(i) 点群データの整理

富士通は、お客様が保有する点群データについて、数と規模を確認し、点群の分割や点密度の調整などの点群データに対する整理を行います。

整理するデータの最大件数は 20 件とします。

(ii) 点群データの変換サポート

富士通は、点群データのアップロードから変換、そしてダウンロードまでの一連のプロセスをサポートします。お客様がお持ちの点群データを富士通で変換作業を実施し、サービス内で利用できる形に変換します。富士通で実施する変換作業の最大件数は 20 件とします。

(iii) 可視化サービスの使用支援

富士通は、可視化サービスに関する技術支援を提供します。可視化サービスの利用に必要な機器の手配や使用方法の紹介などを行います。契約期間内で、オンサイトの場合は最大 1 日、オンラインの場合は最大 8 時間の使用支援を行います。

(iv) 資産連携サポート

富士通は、お客様の既存資産の資産情報と点群データとの連携をサポートします。資産情報は可視化サービスが管理する空間上にパネルとして配置し、資産の状態を遠隔地からでも把握できるようにします。具体的な連携作業の数は 1 施設あたり最大 30 件、資産情報の最大数は 20 件とします。

(v) シミュレーション実施

富士通は、お客様の指定する数パターンに基づいてシミュレーションを実施します。対象施設へ作業車や施工設備などの 3D モデルなどを重畳させることで、事前に施工状況を確認することができます。

シミュレーションは最大 3 パターンまで実施可能です。

(b) 簡易報告書の納品

富士通は、提供したサービスに関する簡易報告書を作成し、お客様に納品します。この報告書には、実施した作業の概要と効果が記載されます。

5. 運用時間

本サービスは、本契約に別段の指定がない限り、24 時間 365 日提供されるものとします。

6. サポート

お客様は、サービスの使用方法について質問することができ、富士通は、Uvance Portal Web サイトを通じて質問に回答するものとします。質問には、サービスの仕様に関する質問、サービスの使用方法に関する質問、またはサービスの不具合の原因の調査が含まれます。回答は、日本の祝日および富士通が指定した休日を除く月曜日から金曜日の日本時間 9:00 から 17:00 に行われます。

7. 期間

本サービスの提供期間は以下のとおりです。

		注記
初回契約期間	1 年	
コミットメント期間	該当なし	

8. お客様の義務

8.1 お客様は、ID 及びパスワードの使用及び管理について一切の責任を負うものとし、ID 及びパスワードの使用に伴う費用はお客様の負担とします。ID およびパスワードが第三者に使用されたことによりお客様に生じた損害について、富士通は一切責任を負いません。

8.2 お客様は、自己の責任と費用において、適切なセキュリティ対策を講じた上で、お客様システム環境を維持するものとします。

9. ワンオフプロフェッショナルサービスの終了

9.1 富士通は、ワンオフプロフェッショナルサービスのうちスタートアップサービスにかかる作業の終了後、すみやかに富士通所定の実施完了報告書により、作業の終了をお客様に報告するものとします。お客様は、当該実施完了報告書の受領後すみやかにその内容を確認するものとし、当該確認をもって、当該サービスの終了とします。

9.2 富士通は、ワンオフプロフェッショナルサービスのうちモデル生成サービス、モデル改善サービス、可視化導入サービスにかかる作業の終了後、すみやかに受託条件明細に定める納品物を提出し、作業の終了をお客様に報告するものとします。お客様は、納品物の内容を確認するものとし、当該確認をもって、当該サービスの終了とします。

10. 料金月



診断 API 利用サービス（従量）および可視化サービス(従量)における料金月は、前月 21 日から当月 20 日までとします。

## 11. 特別条項

以下のサービスは富士通 SaaS 利用規約 11.1 にかかわらず、契約期間は継続延長されないものとします。

- (a) 診断 API 利用サービス（年額）1000 回
- (b) 診断 API 利用サービス（年額）5000 回
- (c) 診断 API 利用サービス（年額）10000 回